

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 4 月 7 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）生活保護担当課  
中 核 市 生活保護担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

東日本大震災及び長野県北部の地震による被災者に係る  
保険料の取扱い等について（情報提供）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、平成 2 3 年 3 月 3 1 日付け各都道府県介護保険担当主管課（部）、国民健康保険主管課（部）、後期高齢者医療主管課（部）、各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課連名事務連絡（別添 1）並びに同日付け各都道府県市町村税主管課（部）、介護保険主管課（部）、国民健康保険主管課（部）、後期高齢者医療主管課（部）、各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て総務省自治税務局市町村税課、厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課連名事務連絡（別添 2）が発出されましたので情報提供いたします。

つきましては、介護保険担当部局等との連携を十分に図り、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されますよう、管内実施機関に周知方よろしくお願いいたします。

記

1 被災のため介護保険料の納付を減免又は徴収猶予された被保護者に係る保護の決定について

被災のため第 1 号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第 1 4 2 条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができることとされているが、被保護者について当該減免又は徴収猶予が適用された場合は、老齢年金等の収入認定や介護保険料加算の算定にあたり、賦課された保険料の実際に即した保護の決定を行うこと。

## 2 特別徴収の方法による徴収額の還付金の取扱いについて

別添事務連絡に基づき、保険料の減免が行われる被災した被保護者に対して、減免決定後の保険料の額と特別徴収の方法により徴収された額との差額（免除の場合は特別徴収の方法により徴収された額）の還付が行われた場合は、当該還付金は支給された時点における収入として認定すること。なお、この場合は既に老齢年金等から天引きされた特別徴収額の減免、免除に係る保護の変更は要しないこと。

## 3 被災市町村における公的年金からの特別徴収の中止が行われた場合の適切な事務処理について

別添事務連絡に基づき、被災した被保護者の保険料の減免又は徴収猶予が行われる場合には、本年6月及び8月に予定されている当該保険料の特別徴収の方法による徴収が中止され、普通徴収の方法により徴収されることとなるため、介護保険担当部局等と適切に連携を図り、保護の変更決定等の事務処理について遺漏なきを期されたい。